

# 退院等の隔離解除基準と 解除後に転院を要する患者への対応に関するコンセンサス

2020年8月28日  
鹿児島県医師会 COVID-19 相談窓口  
(2021年3月一部改訂)

## 1. 有症状例における退院基準

令和3年2月25日厚生労働省通知では、新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）の退院基準について以下のようにされている。

### (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）後72時間経過した場合
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査\*で陰性を確認された場合

### (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査\*で陰性を確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

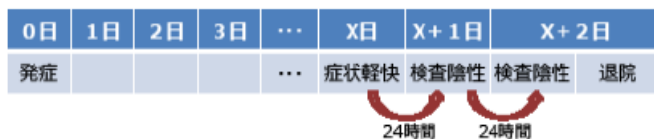
## 【参考】 期間計算のイメージ図

### 【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

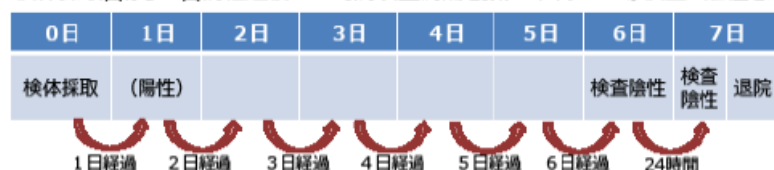


### 【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



COVID-19 診療の手引き第4.1版より

・①の基準をみたした後のPCR検査については、陽性結果であっても感染性のあるウイルスの残存を意味するものではなく、転院に際しPCR検査は不要である。

・人工呼吸器等による治療を行わず、発症日から10日間経過した後にPCR検査を実施し陽性結果であった場合、以下の場合では10日以上感染性を維持している可能性があり、地域の感染症科医との相談のうえ20日間の隔離<sup>1)</sup>実施も考慮する。

- ・免疫不全（コントロール不良の糖尿病・ステロイド療法中・免疫抑制剤使用など）を有する中等症例で呼吸器症状が残存している場合
- ・高齢者の中等症例で呼吸器症状は改善しつつも残存している場合

1) CDC. Duration of Isolation and Precautions for Adults with COVID-19. <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/duration-isolation.html> (2020年8月28日確認)

## 2. 隔離解除後の転院先での対応

転院先の医療機関においては、標準予防策を厳守する。呼吸器症状は改善しているものの残存している場合は咳エチケットを実施し（患者にはサージカルマスクを着用させる）、個室の利用を考慮する。リハビリ室やデイルームなど、他患者と接する機会が多い場所の利用は呼吸器症状の消失後とする。

対応するスタッフ（放射線科、透析、リハビリ担当のスタッフ等を含む）はサージカルマスクを着用し、マスク着用が困難である咳症状を有する患者と接触する場合はフェースシールドを、吸引などのエアロゾルが発生する可能性を伴う処置を行う場合はエプロン・手袋・フェースシールドを合わせて装着する。気管内吸引などエアロゾル化を伴う処置でのN95の着用に関しては原則必要ないが、患者の原疾患、画像上のCOVID-19肺炎像の経過等により総合的に判断する。